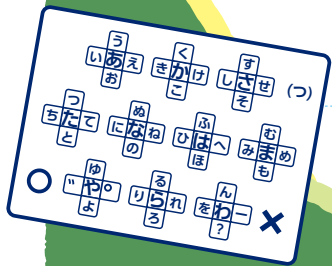


事業者・団体の皆様へ

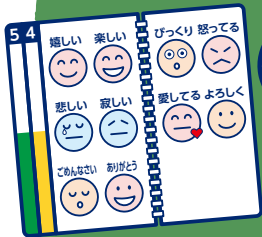
令和6年10月
から開始

名古屋市 障害者への 合理的配慮の 提供支援に 係る助成事業



障害者差別解消法では、
事業者による障害者への合理的配慮の提供が義務化されています。

名古屋市では、事業者の皆様を支援する
助成事業を実施します。



1

点字メニュー・コミュニケーションボードなどの
コミュニケーションツール作成費

最大 **50,000円**

2

折り畳み式スロープ・筆談ボード等の
物品購入費

最大 **100,000円**

対象者

- ①市内に事務所又は事業所を有し、飲食・物販・医療等のサービスを不特定多数の者が利用し、障害者の利用が見込まれる事業を行う事業者
- ②市内において活動している町内会、サークル、PTA等の団体やグループ

注)本助成事業は、障害者個人ではなく、障害者への配慮を必要とする事業者・団体を対象としています。

申請方法

申請前に、まずは名古屋市障害者差別相談センターにご相談ください。

注)ナゴヤあいサポート事業へ参加していただく必要があります(助成後でもOK!)

注)申請前にすでに作成・購入済みの物品等は、本助成事業の対象外となります。



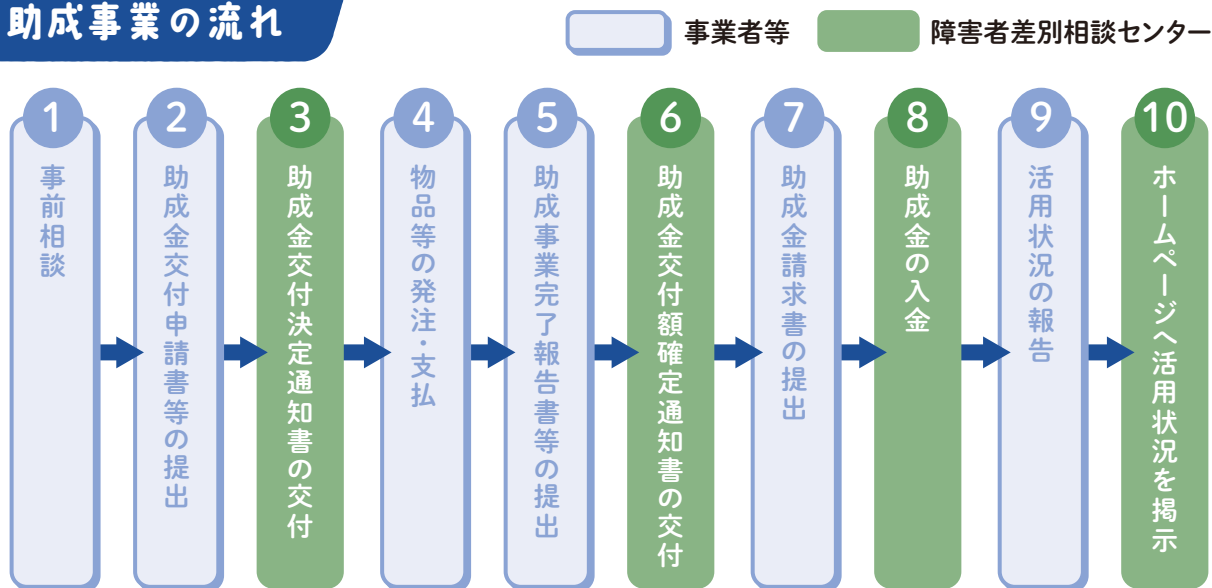
ナゴヤあいサポート事業

TEL:052-678-3001 FAX:052-678-2888

<https://shougairikai-nagoya.jp/aisupport>

名古屋市では、障害の特性を理解して、障害のある人に対してちょっとした手助けを実践する「あいサポーター」等を養成することにより、障害のある人が暮らしやすい地域社会を市民皆でつくっていく「あいサポート運動」を行っています。

助成事業の流れ



本助成事業をご利用いただいた際には、ステッカーを交付するので、店内に貼付するなど、啓発にご協力ください。



本助成事業は、名古屋市から委託を受けて社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会が運営しています。

